

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	3,002,900	流動負債	1,947,088
現金及び預金	1,495,657	買掛金	477,800
受取手形	844,157	短期借入金	844,157
売掛金	125,614	未払金	141,036
商品	453,130	未払費用	93,212
前払費用	20,453	未払法人税等	22,526
未収入金	45,605	前受金	286,182
その他	18,281	預り金	10,368
固定資産	3,250,626	前受収益	33,463
有形固定資産	3,003,647	賞与引当金	38,340
建物	564,327	固定負債	353,725
構築物	110,914	長期未払金	46,963
機械装置	49,253	長期前受金	229,676
車両運搬具	115,212	長期前受収益	77,086
工具、器具及び備品	11,205	負債合計	2,300,814
土地	2,152,733	(純資産の部)	
無形固定資産	136	株主資本	3,952,712
水道施設利用権	136	資本金	50,000
電話加入権	0	資本剰余金	2,113,499
投資その他の資産	246,842	資本準備金	1,000,000
出資金	200	その他資本剰余金	1,113,499
長期貸付金	110,932	利益剰余金	1,789,212
長期前払費用	2,011	その他利益剰余金	1,789,212
差入保証金	90,608	繰越利益剰余金	1,789,212
繰延税金資産	43,089	純資産合計	3,952,712
資産合計	6,253,526	負債純資産合計	6,253,526

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① た な 卸 資 産

- ・商品及び製品
(新車及び中古車)

個別法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)

- ・商品及び製品
(部品・用品)

最終仕入原価法を採用しております。

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

建 物 及 び 構 築 物 3年～39年

機 械 装 置 及 び 運 搬 具 2年～15年

工 具 、 器 具 及 び 備 品 3年～20年

② 無 形 固 定 資 産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

自動車販売のうち新車では、自動車メーカーより新車を仕入れ、それを販売しております。中古車では、新車代替時の下取車両、オークションによる仕入車両等を販売しております。

新車及び中古車(オークション販売を除く)の履行義務については、請求済未出荷契約に準じた支配移転の要件を満たした時点(顧客が陸運局から新車又は中古車のナンバーを取得した時点)、中古車部門のオークション販売においては落札日に充足されると判断しております。

自動車販売の取引価格は、顧客との契約に係る現金販売価格で算定しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

対価については、履行義務の充足日から概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。また、顧客の初期購入費用負担を軽減することを目的として、一部の顧客に対して、割賦販売による取引を行っております。当該割賦販売取引において、金利相当分については別途前受収益として計上し、時の経過により収益計上しております。

自動車販売関連業務では、車両の整備、点検、車検等のサービスを提供しております。履行義務については、作業完了日に充足されると判断しております。取引価格は、料金表に基づいております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。対価については、履行義務の充足日から概ね1ヶ月以内に支払いを受けております。

自動車販売関連業務の商品のうち、長期間にわたる車検及び点検のメンテナンスパック商品の対価については、契約時に支払いを受けております。取引価格は料金表に基づいております。返金については、返金の条件を満たした場合、所定の手数料を差し引いた金額にて応じております。登録手数料は登録時に収益を認識し、登録手数料以外はサービスの履行に応じて収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・繰延税金資産の回収可能性

- ① 当年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 43,089 千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産については、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しておりますが、回収可能性の判断は、当社の事業計画に基づいて決定した将来事業年度の課税所得の見積りを前提としております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響については、現時点で当該感染症の拡大規模や収束時期等の合理的な予測は困難ですが、当社は入手できる情報を踏まえて翌事業年度にかけて業績は回復していくものと仮定しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降において認識する金額に重要な変動を与えるリスクがあります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,000株	一株	一株	1,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	－株	－株	－株	－株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年6月18日開催の第14期定時株主総会決議において、次の通り決議しております。

- ・配当金の総額 70,000千円
- ・1株当たり配当額 70,000円
- ・基準日 2021年3月31日
- ・効力発生日 2021年6月21日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

2022年6月17日開催予定の第15期定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 70,000千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 70,000円
- ・基準日 2022年3月31日
- ・効力発生日 2022年6月20日

5. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。